

○議長（濱野良一君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

8番、日本共産党の福本耕太です。

まずはじめに、1つ目の質問でありますけれども、大学等奨学金貸付制度の要件を即時改善を求める質問を行います。

令和2年12月議会で質問したとおり、私は大学等奨学金貸付制度の要件を改善すべきであると考えています。具体的に改善点を述べます。今、通常、連帯保証人となる親が、町税を滞納している世帯で、子どもが奨学金を受けられない制度になっていますけれども、この制度を改善し、親が町税を滞納していても子どもはそこから切り離され、奨学金を受けられる制度に改善すべきだと思います。町長は前回の議会で、この質問を私が行った際に、「教育委員会と連携しながら検討していく」と答弁されました。それから3カ月経っております。教育委員会といつ、どこで、どのような検討をしてきたのか答弁を求めます。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、福本議員の質問にお答えいたします。

福本議員ご指摘のとおり、教育総務課所管の大学生等の奨学金貸付制度については、現状では借り入れる際、本人を除いて2名の連帯保証人が必要としております。この件については、今月に入り定例の教育委員会及び町長側の関係各課が集まった中で、その必要性について協議をいたしました。その主な内容につきましては、連帯保証人をなくし学生本人だけで借り入れできることとなれば、必ず返済してもらえするという保証が乏しくなってしまう。困窮している学生については大変厳しい判断にはなりますが、借入についてはやはり連帯保証人が必要となるのはやむを得ないのではないかとの意見が出ました。

よって、現在長期の滞納者がいるという実情も踏まえまして、また町民の方々の理解という点からも、どうしても連帯保証人2名は必要であるという結論に至っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

私が言ったのはですね、連帯保証人をなくせと言うんじゃないんです。なぜそうなったのかちょっと分からないんですけど、連帯保証人をつけることを否定したのではなくて、連帯保証人が町税を滞納していた場合に、子どもが奨学金を受けられないという仕組みは、おかしいんじゃないですかと。そこを改

善すべきじゃないですかと言ってるんです。連帯保証人が 2 人いることは別にそれをなくせ、それはあかんとは言っていないですよ。基本的にですね、奨学金制度っていうのは、子どもがお金を借りて学校へ行って、将来自分で働いて、自分で働いたお金で返すということを前提にしているのが、奨学金制度なんです。でも、今の制度ですと自分が将来働いてお金を返せるようになって返すという可能性、可能性までですね、否定して、今、必要な学校に行くのに必要なお金さえ貸してもらえない、そういう仕組みになっていることが問題だということ言ってるんです。ちょっと基本的な質問を聞き間違えて教育委員会で議論されたっていうのは、極めてちょっと心外ですし、もう 1 回ちゃんと教育委員会で、私が言うたことを検討し直していただきたいと思うんですけど、今言うたこと分かりますでしょうか、課長。課長も町長も言うてること分かります。

○議長（濱野良一君）

傍聴人の方をお願いいたします。傍聴席では脱帽をお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

佐伯課長。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

連帯保証人の納税ということ、結論的に言えばこれは納税証明書をつけるかというようなことになろうかと思いますが、それが必要かということによろしいでしょうか。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

はい、納税証明書をつけるんでもいいんですけど、納税証明書をつけたときに滞納しているってことが分かったからって言って、子どもに奨学金を貸しませんっていう制度になってますよね、今。だから、滞納していることが分かっててもね、子どもには奨学金を貸し付けを行うような制度にしてほしいってことなんです。連帯保証人がそのときに滞納してる人も多いじゃないですか。分納してる人、この場合やったら分納してても滞納してるっていうことが理由になって、連帯保証人になれないっていう形になるわけですよね。そうじゃなくて親が滞納してて、分納してて、一生懸命返してるっていう状況であったとしても連帯保証人になれる、なることができる、で、その親の状況、連帯保証人の状況がどういう状況であるかということとは別に、子どもには奨学金をきちんと貸し出す制度に改善してほしいということなんです。その納税証明書をつけることをなくす、つけなくてもいいようにせえとかじゃなくてですね、つけるんだったらつけたらいいんですよ。でも、それを理由に、滞納しているっていうことを理由に、親やその親せきが、連帯保証人になった親や親せきが税を滞

納しているっていうことを理由に、子どもに奨学金がちゃんと届かないっていうような仕組みになってしまうと、子どものほうが将来働いて自分で返すっていうふうになる、そういう可能性さえですね、学校に行けば、進学すれば就職もできるし、将来自分で借りた金、自分で返せるという状況を、そういう可能性さえ、貸してもらえへんかったら、奪ってしまうことになるんじゃないですかと。親は親です。連帯保証人は連帯保証人としてです。分かりますかね。例えばですね、僕が、親が町税を滞納してますと。で、おじいちゃんも例えばしてましたと。でも、僕が大学に入って就職して、ほんでそのときに就職した給料でずっと奨学金を返していくっていうことができればいいわけですよ。保護者というか親が税を滞納していたとしても。だから、でも、親が滞納して貸してもらえないっていうふうになってしまうと、進学そのものができなくなってしまうとかね。そういう事態を招いてしまうんで、子どもの将来を奪ってしまうことになるんですよ。子ども本人のね。だから、本人にはきちんと貸して、本人が将来働いて返すということを前提にですね、貸し付けていくのが本来の奨学金の仕組みじゃないかと。子どもの将来、夢をですね、夢ないし将来を奪う形になってしまったんでは、奨学金のあり方として本末転倒なんじゃないかなと。そりゃ回収しないかんっていう責任は町のほうにはあります。あるんだけど、そのことと奨学金の本来のあり方とはやっぱり違うんじゃないかなと。子どもを信じてですね、貸していくことが大事なんじゃないかなという話をしたんですけども。連帯保証人を制度を廃止せえとか納税証明書をつけなくてもいいようにせえとか、そういう帳面上の話をしてるんじゃないかと、たとえ連帯保証人に納税があったとしても、子どもには貸していくような制度に改善してくださいという話です。ご理解いただけましたでしょうか。

○議長（濱野良一君）

佐伯課長。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

福本議員おっしゃるように、確かに子どもの就学のため、将来のために奨学金を貸す、確かにそのとおりかとは思いますが、一応制度としてはやはり貸し付けた、給付ではなくて貸し付けるということがやっぱり大前提にある上で、やはりその回収というのは必ずついて回ると。じゃ、回収の方法、その担保というところを考えるとどうしても本人からなかなか担保は取りにくいので、最終、納税証明書もつけていただくというそういう形にはしております。福本議員がおっしゃることは確かに分かります。元々子どものための奨学金ですからそれは分かるんですが、やはりこちらとしては、教育委員会としてはやはり回収というところも重点をおかなければいけない。非常に難しいところではありますが、定例の教育委員会で協議した中でも、やはりその回収の面でなかなか

滞納を防ぐためにはこの方法しかない、納税証明書はつけていただく、そのような意見が大半で、やむを得ないというようなことの結論となっております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

一番最初に私が質問したときにちょっとピント外れの答弁だったので、改めてこういうことを言うてるんですよということで説明させていただきました。それを踏まえて、もう1回教育委員会でも検討してほしいと思います。これは、回収する側の考え方とか奨学金のあり方、今、国のほうでもね、奨学金の給付型の奨学金が、本来の奨学金だということを検討もされておりますので、町としても将来的には給付型の奨学金を創設していただきたいなということもありますけども、今の段階でやはり子どもが奨学金を受けられなくて進学を諦めざるを得なくなる、なってしまうっていうのが、親の責任でそうなるとか、責任っていうたら変ですね。親が原因でそうになってしまうっていうことについては、やはり子どもをです、1人の人間として見ていくという観点からは、やはり本末転倒だと思いますので、しっかりともう1回持ち帰ってですね、教育委員会でも検討をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。はい。

続きまして、次の質問に入りたいと思います。

これも前回の12月議会で質問したんですけれども、今、町はですね、コロナ対策で大学生にですね、給付金3万円の支給を行ってます。ただしですね、その3万円の給付金を支給する学生の対象がですね、土庄町の奨学金を受けている学生ということですね、限定して線引きして、この奨学金を受けてない学生については、コロナ対策の支援金が届いていないというのが実態であると思います。ただ、僕前日も述べたようにですね、先ほど質問した内容のようにいろんな事情で奨学金が受けられないとか、将来返済をすることを考えたら、怖くて受けられなくて、バイトでやり繰りしようとして奨学金を受けてない人とか、いろんな人がいるんですが、コロナの影響を受けていない学生っていうのはいないと思うんです。で、全員に支給しなさいというわけではなくてですね、学生とかですね、保護者から声を上げてもらって、申請してもらって、こんな状況で大変なんだということをもってもらった学生については、そういう奨学金とかですね、特に線引きせずにきちんと支給をしていくということが、私は必要だと思ってます。前回の12月議会でですね、今、土庄町としては、「大学生等の個々人の生活実態とか経済的影響は把握できない」というふうに課長答弁されたと思うんですけど、現実的に申請を上げてもらったり、保護者や学生の手を、生の声を聞かないと把握はできないと思うんです。で、行政としてや

はり町民、住民がどれだけ苦しんでいるかということ把握することは、すごく大事なことだと思うので、そういう意味ではこういう取り組みを通じて今の子どもたちや学生、ごめんなさい、学生やその保護者たちがどんだけ大変な思いをしてるかっていうこともくみ取れるのでね、そういう形に変えて、進めていくことが大事じゃないかなというふうに思うんですけども、答弁をしていただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、福本議員の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大学生等については、生活にさまざまな影響を受けていると思われませんが、教育委員会としてはその実態の把握は十分にできていないのが実情です。ただ、大学や専門学校へ行っている学生10人程度の方に生活の様子を聞いたところ、他県では大学を辞めた学生もいる中で、幸いにも土庄町出身の学生の中には、生活困窮とまで訴える学生は聞いていないとの回答も受けております。また一方、1月末に行われた土庄町PTA連絡協議会の中で、新たな給付金の支給について、園長、校長、PTA会長等に意見を求めた中では、大学生への給付金支給という発言はありませんでした。

また、今後の大学生の把握においても住所を移している学生が多く、全体数の把握はかなり難しいのではないかと思います。よって現在においては、全国的に新型コロナウイルス感染症が収束していない状況ではありますが、生活実態を把握しきれない中、給付に踏み切ることには大変難しいのではないかと考えています。

今後は、新たな学生への国の給付金や各大学の支援制度等に注意を払い、また小豆島町等の他市町の給付実績も視野に入れて、大学生等に対する支援策を慎重に考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

今、生活困窮しているという声は聞いてないという話あった、ありましたね。学校とか園とかそういうところでもその給付は必要ないんじゃないかという声があるということなんですけど、でも実際にもうこれ何月、12月議会だったのか、9月議会だったかな、大学生向けの給付金、土庄町やってるんですよ。そう言いつつも、1回。それとの整合性が今の答弁だったら取れないと思うんですよ。別に必要ありませんっていうふうな実態があるにも関わらず、1回学生向けの給付金やってるんですよ。やりましたよね。そこのバランス見て考えたら、

僕はこれ出さんかったほうがええって言ったんちゃうんですよ。言うてるんじゃないんですよ。むしろこれは僕はいいことやっていると思うんですよ。実際学生が県外で学校行けへん状況があったりとか、バイトもろくにできない状況になったりとかしてる中でね、土庄町はよくやっぱりこの大学生に3万円の給付っていうことを踏み切ったなと思って、これ評価してるんです。ただ、残念ながらこういう線引きをね、してしまっていることに対して、そこでは残念ながら、きちんと全員に出していくということをしていくことで、もっとよりよいものになっていくんじゃないかなと。で、その後からですね、調査したら生活困窮してる学生がいないとか、学校、園とかそういう声が上がったって言うんですけども、それは今課長が言われたように学生とか保護者の声を全て反映したものではないですね。だから、先にお金を渡すっていうんじゃなくて、町のホームページとかで制度として今考えてますとかでもね、いいんで、皆さんの声、聞かせてくださいっていう形で、学生や保護者から声をどんどん集めていくと。そういう中で本当に必要だと、いらないという人に出す必要はないんですよ。必要だと、前回ももらってないし必要だという人に対して、きちんと手が届くような策をしっかりとつくっていく。そのためにもまずはやっぱり住民の声、学生や保護者の声を聞いていく、制度の準備をしていくっていうことが、私は大事なんじゃないかなと思います。前回やられたその3万円の給付の制度については、高く評価をしておりますので、その充実、拡充っていうこと、そういう形で進めながら、今のコロナ禍の住民の生活をしっかりと把握していただきたいと思います。

次にですね、3番目の質問に入りたいと思います。町税滞納を理由とした制度からの住民排除はやめるべきだという質問です。

この前の2つの質問とも関連はしているんですけども、今、町営住宅に入居したいとかですね、コロナ支援対策事業を受けたい、果ては子どもの奨学金に至るまでですね、今土庄町の制度を利用しようとしたときに、町税を滞納しているという理由だけでですね、住民が制度から排除されている実態があります。町税の滞納が通常どういうときに起きるかと言うと生活困窮をしている人が、仕方なく生活の順番として、生きていく上でお金のやり繰りをする順番として、滞納せざるを得ない状況になったときに滞納が発生するんです。全国的にはDVでお母さんが子どもを連れて出て行かなければならないとか、離婚したとか、その後仕事がないとか、本当に今、いろんなさまざまな原因で貧困に陥ったときに滞納が発生するのがあります。そうしたときにですね、本来だったらそうした町税の滞納が起こったときに、町はどういう態度を取らなければならぬかという、町民の困窮のサインとしてですね、それをしっかりと受け止めて、「この人大丈夫だろうか」「この家族大丈夫だろうか」という目線で、住民を見

て福祉施策を使って、その人たちが安心して暮らしていけるように対策を取るというのが、行政の本来の私は仕事だと思います。皆さんもそういう仕事がしたいと思って行政マンになられたと思うんです。住民の命や暮らしを守りたいと思って。ですが、今の三枝町政のもとで進められている町政は、この逆、全く逆です。滞納している、困窮している人をですね、制度から排除する仕組みになってるんです。今コロナで多くの方がですね、貧困に陥っている方がさらにですね、貧困に陥って、一層この生活苦っていうのは厳しくなっている中でですね、私は一番懸念しているのはですね、今、全国各地でぼつぼつ起ころいはじめてますけども、自殺とかですね、ぼつぼつじゃないですね、かなり起きてますね。女性のほうが自殺なんかはすごく増えてるといってますけど、自殺とかですね、一家心中とかですね、そういったことが私たちの目の届かないところで、起きるんじゃないか、そういう悲惨な事件につながっていくんじゃないかということに極めて危惧しております。その上でですね、今のこうした滞納があるから町営住宅には入れないとか、コロナ支援対策事業を受けられないとか、奨学金受けられないとか、こういう制度はですね、改善して、このコロナをきっかけに改善してですね、そうした困った人が受けられる制度にしていく必要があると思うんですけど、これ町長の考えを聞きたいと思います。1つは。

それと、特に就学中の子どもがいる世帯。子どもがいる世帯に対してはですね、しっかり行政が目を配ってきちんと制度が使えるように、滞納があつたとしても使えるように制度を改善を図っていくべきだと、これはもう即やるべきだというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。答弁を求めたいと思います。

○議長（濱野良一君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

町営住宅の入居の税の滞納に関する要件は、現在県内全ての自治体で規定されていることから、当町においても改定する考えはありません。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅困窮者に対しましては、黒岩住宅を準備いたします。また低所得者の方や高齢者、障がい者の方への配慮といたしまして、優先入居による選考方法も始めたところでありますので、ご理解いただきたいと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、教育総務課所管部分の奨学金制度の納税証明についてお答えいた

します。福本議員ご指摘のとおり教育総務課所管部分の大学生等の奨学金制度については、納税証明書の添付をお願いしております。この制度は、無利子で就学に必要な資金を貸し付けるというもので、卒業後は学生であった期間の倍の年数をかけて返納していただくこととなっております。ただ現在、長期にわたる滞納が続いており、数年前から対応に大変苦慮しております。そのような実情から、今後このような滞納が発生しないよう防止の意味からも返済能力が担保できる方法として、納税証明書の添付をお願いしています。

教育委員会としましても、奨学金が町の税金で運営しているという実態と住民の方々の理解という点からも、納税証明書の添付はやむを得ないと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

失礼します。今回の事業者へのコロナ対策給付金事業でございますが、福本議員のご指摘、ご意見もある一方ですね、納税されている事業者との線引きというのでも考えていかなければならないというところでもあります。そのあたりも踏まえまして、今回の交付要件に入れてるということでございます。

しかしながら、本制度の趣旨が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所への支援ということでもありますので、対象となる滞納につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前となる平成30年度分までを対象としており、それ以後、新型コロナウイルス感染症の影響でやむなく収入が下がり、そして滞納が発生したという事業所に対しましては、交付の対象としております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

はい、さまざまな課から、今答弁をいただいたんですけども、基本的にその公平性ということを言われてたと思うんです。ただですね、コロナっていうのはですね、貧困の度合い関係なく公平に住民に襲いかかってきてるんですね。で、今回のそのコロナ対策支援事業についても、それから町営住宅を必要とする人たちについてもですね、以前貧困だった人はさらに貧困な状況に追い込まれるという状況なので、このコロナ禍をきっかけに今までとは違った状況になってると、住民生活はさらに苦しくなっているという状況の把握をですね、町として、していただきたいということなんです。だから、今までと同じ要件のもと、今の答弁だったら今までと同じ要件のもとでの、その制度の設計になってるんで、コロナ禍に入ってるという自覚をですね、まず町長がですね、しつ



かりと持っていたきたいというふうに思います。それと今、建設課長がおっしゃったコロナの影響で、家を、住む家が必要になった人の場合っていう話なんですけど、コロナの影響で町営住宅が必要になった人に対しては、町営住宅は使えるようにしますってことなんですけど、具体的にコロナの影響でっていうのは、どこまでを指すんですかね。コロナにかかった人とか、コロナによって職を失った人とか、さまざまあると思うんです。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○建設課長（濱口浩司君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

コロナの影響によって職等を失いまして、住宅に困窮しているというようなことで、とらまえております。以上です。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

はい。今、国の制度です、社協の貸付資金、福祉資金なんかでもですね、コロナの影響の範囲っていうのは大幅に拡大されています。なんで、やはりこの辺もちょっと注目していただいて、ただ単にコロナになって仕事を失ったっていうことを証明せなあかんとかいうことじゃなくて、全体としてですね、見ていって入れるようにしていく。私、町営住宅を増やす必要が今出てきてますよという質問もしてるんですけども、コロナの影響を受けてない人っていうのはいないので、こういう幅広い広義の意味での影響を受けているという観点を持っていただけるようにしていただきたいと思います。

それから先ほど2つ目の質問で行いました就学中の子どもがいる世帯については、これはちょっと他の世帯とは切り離れた考え方が必要じゃないかというふうに私質問したんですけど、それについてはちょっと答弁がなかったと思うので、これ新しいことでありますから町長に聞きたいと思うんですけど、就学中の子どものいる世帯については、コロナ対策とか町営住宅とか、高齢者とか障がい者の話はね、建設課長から出ました。この中に子どものいる世帯については入ってなかったと思うので、町営住宅に入居する際に就学中の子どもがいる世帯、それからコロナ対策事業でも子どものいる世帯、そういうところについては、きちんと受けられるようにしていく必要はあるんじゃないかと思うんですけども、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

福本議員の再質問にお答えしますが、当然コロナ対策ですね、そういった就学中の子どもを持つてゐる家庭っていうのは、当然注視する必要があると思います。で、先ほどから蓮池課長も言ったように、コロナで非常に困窮になった。だから、過去 2 年間ですよ、の納税については求めないという話をしております。ただそれ以前についてはお願いするという話をしております。で、元々ですね、このコロナ対策にしても国費であるのか、県費であるのか、町費であるのか、いずれにしても税金です。だから、その税金をもって、税金払ってない方っていうのは、ちょっとどうなんかなって言うことがあります。やはり子どものことを考えながらですね、そういったのは柔軟な対応はしたいと思いますが、それもまだ今のところはそういう町の施政方針になっておりませんので、またそのあたりは実際どのくらいの方がいてどうなってるのかというのは、実態把握はまずしたいと思います。それからですね、検討はさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

はい、柔軟な対応をしていきたいという答弁がありました。これ非常に重要な答弁だったと私受け止めております。先ほど言いましたけれども、最も悲惨なのはやっぱり一家心中です。だから、就学中の子どもがいる世帯については、本当に柔軟な対応をして、あらゆる制度を受けられるようにしていただきたい。即時、それは対応するというふうにしていただきたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。

集団感染のリスクが高い施設や、また個人に対して、PCR 検査の軽減を、すみません、PCR 検査の負担の軽減をするために町から補助を行ってはどうかという提案でございます。

国内での新型コロナウイルスのワクチン接種が始まりました。わが町でも 3 月、4 月とワクチン接種が始まりますが、ワクチンは万能ではありません。感染を防ぐためには、医療、高齢者施設での定期的検査など戦略的な検査拡充と感染者の追跡、保護が重要であることに変わりはありません。今回のワクチンは、重症化を防ぐ効果は確認されていますけれども、感染を防ぐ効果や人に感染させない効果はまだ未知数であります。ワクチンが国民全体に行き渡るのもまだまだ先であり、免疫ができていない多くの人たちの中で、感染を広げないようウイルスを閉じ込めていく取り組みが大切です。ワクチンはオールマイティではありません。これまでの感染対策に、新たな対策が 1 つ加わったという認識が必要です。全ての対策を有効に活かしてこそ、新型コロナを封じ込む展望が開きます。そこで提案をしたいと思います。

1つ目の提案は、無症状患者を含めた個人、また感染リスクの高い医療機関や福祉施設、高齢者施設や保育園、幼稚園などで PCR 検査の負担を軽減するために、町が補助を行う必要があると考えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 笹山恵子君。

○健康福祉課長（笹山恵子君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

土庄町におきましても、新型コロナウイルスワクチンの供給が始まり次第、ワクチン接種を実施できるよう、接種体制を整える準備を行っているところでございます。

現時点でのワクチンの効果についての情報によりますと、ワクチン接種を受けた全ての方が感染しなくなるわけではなく、感染した場合であっても、重症化を防ぐことができるものであると聞いております。

したがって、福本議員がおっしゃるとおり、ワクチン接種が進んでも予防対策を行わなくてもよくなるというわけではなく、今後もマスク着用や手指消毒、密を避けるなどの感染症予防対策は、続ける必要があるとの専門家の意見もございします。

福本議員のおっしゃる PCR 検査の補助についてでございますが、現在、香川県では、新型コロナウイルス感染症の疑いがある方については、医師が必要と判断した場合、保険診療で実施することができ、検査費用の一部負担金については県が負担することとなっております。また、先般県内の高齢者施設におきましてクラスターが発生したこともあり、議員もご存知のとおり、県が介護施設の従事者に対し一斉 PCR 検査を実施し、結果について順次公表しております。

また、先週の県本部会議におきまして、再度一斉検査を実施するという事となっております。国においても緊急事態宣言を延長することに伴い、クラスター発生を防ぐため、高齢者施設での検査を実施する方針が発表されているとともに、市中感染を探知するために、無症状者のモニタリング調査に着手したところでございます。

土庄町におきましては、まずはクラスター発生リスクのある高齢者施設の入所者及び施設従事者からワクチン接種を進め、順次、希望する方にワクチン接種を進めることを第一に、力を注いでまいりたいと考えております。

PCR 検査の補助につきましては、県内のクラスター発生に際し、最初の検査では陰性であった方が症状が出て、のちの検査で陽性に転じたというケースもございします。1回の陰性になったということが、金科玉条になってしまうのは逆に感染症の拡大を広げることにもつながると考えております。そういった例もございしますので、やみくもに検査を実施するのではなく、医学的なエビデンスの

もと、国、県、他市町の状況も注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

今、県の補助があると。施設に対しては、という話があったと思うんですけども、やはり今こういう中で施設の負担なんかも非常に大きくなっています。PCR検査をたくさんやることによって状況を把握していくというのは、非常に大切なことだと思いますので、県の補助に加えて町の補助を上乗せすることですね、施設の負担も軽くなりますし、PCR検査の数も増えていくんじゃないかなというふうに思っています。

ただですね、この費用については、ここからは町長になるんですけど、自治体が負担するには非常に重すぎるというのは事実であります。日本共産党としても国に対して、全額国が負担するのが筋だということで、要望、申し入れも行っておりますけども、土庄町としてもですね、自治体が補助するPCR検査についてはですね、その費用をですね、町として国庫負担で全て求めるという動きが、運動が必要ではないかというふうに考えてます。町長に聞きたいと思います。自治体、町としてのPCR検査の補助、国庫負担を求めていく動きをつくる必要があると考えますけどもいかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

当然、補助とかについてはですね、もし国のほうで負担していただけるんだったらありがたいことだと思いますし、先ほど言われたように日本共産党さんのほうで出してるのであれば、その辺を重視してですね、注視しながらまた見て、できるものであれば、本当国費で出していただいたらありがたいなと思っております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

はい、答弁ありましたので、具体的にですね、町として土庄町町長としてですね、行動をしていただきたいと思います。で、今、町村会の副議長をされとるんですかね。であるのであれば、イニシアティブをとって町村会でそういう声をですね、土庄町からあげていただいて、PCR検査は全て国庫負担で、自治体の負担を減らせという運動をしていただきたいと思いますということを求めて、本日の質問を終わりたいと思います。